



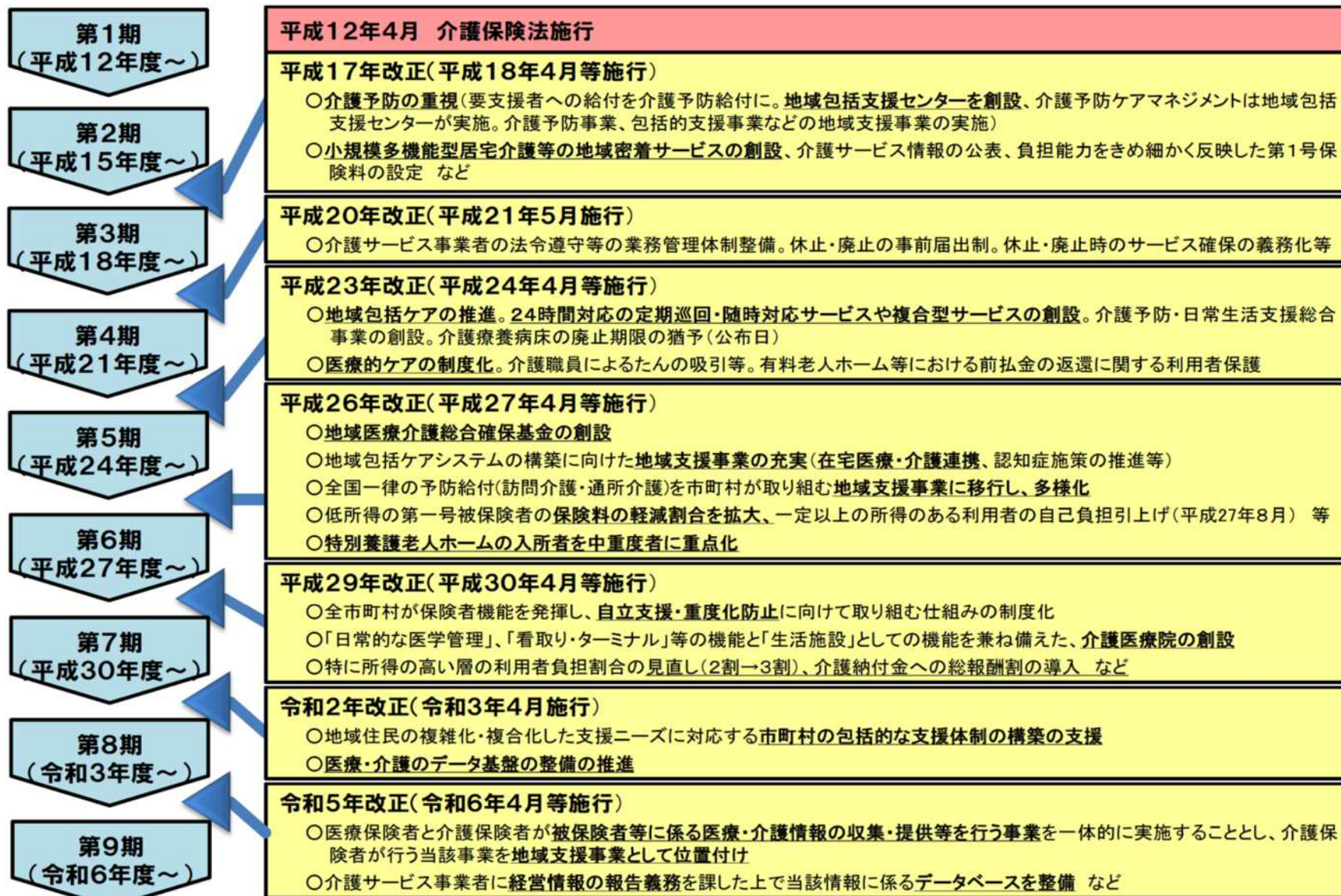
資料6

次期介護保険制度改革等 について

制度改革に向けた国の動向

- 介護保険制度は原則 3 年を 1 期のサイクルで事業運営を行っており、第10期計画に向けて、令和 6 年12月の社会保障審議会介護保険部会で制度改革の議論をスタートし、冬頃とりまとめ予定
- 前回の制度改革は、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化に向けて、介護情報基盤を整備し医療・介護サービスの質の向上を図ることや、介護サービス事業所等における職場環境改善・生産性の向上への支援等を内容とするもの

これまでの制度改革の状況



これまでの制度改革の状況

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）
に基づく今後の介護関係の検討事項

医療・介護 制度等の 改革	2024年度 に実施する 取組	○ 介護保険制度改革（第1号保険料負担の在り方） ○ 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等） ○ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施
	2028年度 までに検討 する取組	【生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上】 ○ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ○ 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化の推進等） ※ 今後の実証事業によってエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で検討する。 ○ 介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ※ 第10期計画期間の開始（2027年度）までの間に結論を得る。 ○ サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ○ 福祉用具貸与のサービスの向上 【能力に応じた全世代の支え合い】 ○ 介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲、多床室の室料負担） ※ 利用者負担（2割負担）の範囲の見直しは、第10期計画期間の開始（2027年度）の前までに結論を得る。 ※ 多床室の室料負担の見直しについては、一部の施設について、2025年8月から新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。 ○ 医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ○ 医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 【高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等】 ○ 高齢者の活躍促進（総合事業の活性化に向けた環境整備）
「地域共生 社会」の 実現	2024年度 に実施する 取組	○ 住まい支援強化に向けた制度改革
	2028年度 までに検討 する取組	○ 身寄りのない高齢者等への支援

これまでの報酬改定の状況

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引き上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39%〕 〔補足給付 0.06%〕
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)
令和4年10月改定	○ 介護人材の処遇改善(9千円相当)	1.13%
令和6年度改定	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○ 自立支援・重度化防止に向けた対応 ○ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	1.59% 〔介護職員の処遇改善 0.98% その他 0.61%〕

制度改革に向けた国の動向

- 次期制度改革に向けては、高齢化の進展、特に85歳以上人口の増加と、それに伴う医療と介護の複合ニーズを抱える方、中重度の要介護度の方、認知症を抱える方や独居の高齢者の方の増加に対応する必要がある
- また、上記のような高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、より一層介護人材の確保が課題となっている

制度改革に向けた国の動向

- 次期制度改革に向けては、
「地域包括ケアシステムの推進」、
「認知症施策の推進・地域共生社会の実現」、
「介護予防・健康づくりの推進」、
「保険者機能の強化」、
「持続可能な制度の構築、介護人材確保・
職場環境改善」の5つを主な検討項目として
いる。

介護保険事業支援計画の性格

- 老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画
- 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を示す
- 将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定
- 現在第9期計画期間
(令和6～8年度の3年間)